

公益社団法人宝生会 会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人宝生会（以下「本会」という。）の定款第43条の規定に基づき、同第3章に規定する本会の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 入会

(入会届)

第2条 定款第6条第1項に規定する入会届の様式は、会長が別に定める。

(入会審査)

第3条 本会の社員になろうとする者（以下「入会申込者」という。）に対しては、次の各号に掲げる社員の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を審査するものとする。

(1) 正会員

- ア 宝生流宗家又は宝生流職分であること。
- イ 公益社団法人の社員及び能楽師として社会から信頼を得ること。
- ウ 法人の運営へ積極的に参加する意思のあること。

(2) 準会員

- ア 宝生流職分格、宝生流準職分又は宝生流師範であること。
- イ 公益社団法人の社員及び能楽師として社会から信頼を得ること。
- ウ 法人の運営へ積極的に参加する意思のあること。

(3) 維持会員

- ア 個人にあつては、満20歳以上の成人であること。
- イ 公益社団法人の社員として社会から信頼を得ること。
- ウ 法人の運営へ積極的に参加する意思のあること。

(推薦)

第4条 社員が、定款第6条第1項の規定により入会申込者を推薦しようとするときは、当該入会申込者が前条各号に掲げる事項を満たすことを確認し、会長が別に定める推薦状に

署名及び押印の上、責任をもって行うものとする。

(承認)

第5条 理事会は、入会申込者が第3条各号に掲げる事項をすべて満たすと認めるときは、その入会を承認するものとする。

2 前項の理事会の承認日をもって社員の入会日とする。

(通知)

第6条 本会は、入会が承認された入会申込者に対し、速やかにその旨を書面で通知しなければならない。

(賛助会員の入会)

第7条 賛助会員になろうとする者は、正会員1名以上の推薦を受け、第4条に規定する推薦状及び会費を添えて、第2条に規定する入会届を会長に提出し、理事会の承認を受けることにより、賛助会員となることができる。

2 賛助会員の入会審査においては、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 個人にあつては、満20歳以上の成人であること。
- (2) 公益社団法人の会員として社会から信頼を得ること。
- (3) 本会の目的及び事業を賛助する意思があること。

3 第4条から第6条までの規定は、賛助会員の入会に準用する。

第3章 会費

(年会費)

第8条 定款第7条第1項及び第2項に規定する会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額25,000円
- (2) 準会員 年額5,000円
- (3) 維持会員 年額40,000円
- (4) 賛助会員 年間1口50,000円を1口以上

2 前条第1号から第3号までの額を変更しようとするときは、社員総会の承認を受けなければならない。

(支払期限及び支払方法)

第9条 会員は、本会が指定する方法により、毎事業年度の12月末日までに、当該事業年度

の会費を支払わなければならない。

2 会費の支払に要する手数料は、会員の負担とする。

第4章 会員資格の喪失

(除名すべき正当な事由)

第10条 社員が次の各号に掲げる事由に該当するときは、理事会は、定款第10条第1項第3号に規定する事由があるものとして、当該社員の除名を社員総会に付議する旨を決議するものとする。

(1) 2年以上社員総会への出欠の意思表示をしないとき。ただし、病気その他特別な事情があり、理事会がこれを承認した場合は、この限りではない。

(2) 本会から要請のあった書類の提出を1年以上遅滞し、社員の義務を著しく怠っていると認められるとき。

(3) 本会からの通知又は連絡に必要な住所、電話番号その他の連絡先の届出を怠り、1年以上音信不通であるとき。ただし、病気その他特別な事情があり、理事会がこれを承認した場合は、この限りではない。

(予告)

第11条 会長は、社員の除名を社員総会に付議する旨の理事会の決議があったときは、該当社員に対し、除名の審議をする社員総会の日から3週間前までに、その旨を内容証明郵便により通知するものとする。

(審議の撤回)

第12条 前条の通知を受けた社員が、除名の審議をする社員総会の日から2週間前までに、弁明書を提出し、これが理事会において了承されたときは、除名の審議は行わないものとする。

(審議)

第13条 会長は、除名の審議をする社員総会において、除名を相当とした理由を説明しなければならない。

2 除名の審議に付された社員に対しては、当該審議をする社員総会において、その決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(通知)

第14条 会長は、社員総会において除名の決議があったときは、当該社員に対し、その旨を内容証明郵便により通知しなければならない。

(賛助会員の除名)

第15条 賛助会員が定款第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該賛助会員を除名することができる。

2 第10条から第14条までの規定は、賛助会員の除名に準用する。

(会費滞納者への督促)

第16条 本会は、未納会費のある会員に対し、書面により、定期的に支払を督促するものとする。

2 会長は、定款第8条第2号の規定により会員資格を喪失するおそれのある会員に対し、当該会員が会員資格を喪失する3か月以上前までに、当該会員に対し、期限内に会費の納入がなければ会員資格を喪失する旨を書面により通知するものとする。

第5章 補則

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。